

リヤカー付三輪電動アシスト自転車のアシスト力が引き上がります

～ 企業実証特例制度における実証結果を踏まえ、規制が緩和されます ～

平成29年10月末を目途に、**リヤカー付三輪電動アシスト自転車のアシスト力(人がペダルを踏む力に対して駆動補助機が補助する力の比率)の上限を、現行の2倍から3倍に引き上げる改正道路交通法施行規則が公布・施行されます。**

1. 実証事業について

電動アシスト自転車については、現行法令においてアシスト力の上限が2倍と定められています。

ヤマト運輸(株)及びヤマハ発動機(株)から産業競争力強化法に基づき、3倍のアシスト力を有するリヤカー付三輪電動アシスト自転車を配送事業に活用する新事業活動計画について国土交通省及び経済産業省に申請があり、政府として平成26年9月に認定を行いました。

その後、地形や気候などの利用条件が異なる全国の複数地域(北海道、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、福岡県)において、3倍のアシスト力を有するリヤカー付三輪電動アシスト自転車による実証実験を実施し、十分な実証結果が得られたことから、平成29年9月30日付けで実証事業を終了しました。

2. 規制の緩和について

これまでの実証結果を踏まえ、規制所管の国家公安委員会において、道路交通法施行規則の改正について検討を行い、リヤカー付三輪電動アシスト自転車のアシスト力の上限を、現行の2倍から3倍に引き上げる規制緩和がなされることとなり、平成29年10月末を目途に改正道路交通法施行規則が公布・施行されます。

今後は、**リヤカー付三輪電動アシスト自転車の市場拡大や女性や高齢者等の多様な人材の確保による配送業界等における人手不足解消が期待されます。**

発表資料

- ・(PDF)リヤカー付三輪電動アシスト自転車のアシスト力が引き上がります
企業実証特例制度における実証結果を踏まえ、規制が緩和されます
- ・(PDF)【別紙】実証事業にかかる参考資料

【問い合わせ先】

自動車局貨物課 担当：尾崎、三浦
TEL：03-5253-8111（内線 41333）
直通：03-5253-8575
FAX：03-5253-1637